安全安心な学校給 食の安定提

はじめに

争の影響などにより一等コージーとが、戦学校給食は全国各地に広がりましたが、戦 生活が苦しい家庭の子どもに昼食を提供 岡町(現鶴岡市)の私立忠愛小学校にお 戦後になると、食糧難により児童の栄養 日本の学校給食は、 明治22年に山形県鶴 いて 戦

体制が法的に整いました。 民の要望が高まり、学校給食が再開されま が施行されたことにより、 状態が悪化したことで学校給食に対する国 した。そして、 昭和29年に 学校給食の実施 「学校給食法」



給食の風景 (下妻小学校)

外国と日本の学校給食

クスを持参したりします。 校給食を希望しない子どもは、 ラダも一緒にとらなければなりません。 いて、チキン、フライドポテト、ハンバー食べたいものを自由に選べるようになって ごとではなく、 室で受け取り、 フランスの学校給食も食堂で食べます。 一般的なアメリカの学校給食は、 ホットドッグなどが人気ですが、 食堂で食べます。 希望する子どもだけが配膳 ランチボッ 献立は、 クラス

献立は、 食べる行事食や地域の味を伝える郷土食をが考えています。そのほか、季節の節目に 副菜、 取り入れるとともに、 牛乳・乳製品等がそろい、 室で食べます。献立は、主食、主菜、 て、 ネルギー スごとに自分たちで配膳し、 の伝統的な食べ物も提供されます。 方、 コルドン・ブルーやフランスパンなど デザート、 一般的な日本の学校給食は、 コース料理のように前菜、主菜、 の3分の1がとれるよう、 パンなどで構成されてい 食育や地産地消にも 、1日に必要な工主食、主菜、副菜、 自分たちの教 栄養士 クラ

> 施状況調査の結果では、 部科学省が実施した令和3年度学校給食実 ければならない。」と規定されています。 ければならない。」と規定されています。文おいて学校給食が実施されるように努めな 諸学校の設置者は、当該義務教のお、学校給食法第4条には、 ている学校の割合は、全国で小学校が99・0 中学校が91・5%でした。 当該義務教育諸学校に 学校給食を実施 「義務教

地産地消 本市の学校給食における

キュウリ、旬の物で白菜、キャベツ、タム連携しながら、通年でチンゲン菜、水菜、 ても、 を提供しています。米以外の食材料につ 下妻産コシヒカリを指定し、週3回の米飯 ミメロン、豊水梨、イベント給食でローズ 本市の自校方式の学校給食においては、 クなどの地元産農畜産物を使用して 地産地消に努めており、 市農政課と タカ 41

全校を挙げ、 を推進していることから、本市においても城県が11月を強化月間として地産地消運動 用に取り組んでいます。 また、「茨城を食べよう」を合言葉に、 地元産農畜産物の積極的な使 茨

取り組んでいます。

本市の学校給食の提供方法

の整備が完了していますが、それ以外ち下妻小学校は設備の改修やエアコン 化が進んでいます 校舎の改築を行った際に、 成24年度、 中学校の給食施設は、 学校においては、 完全給食に切り替わりました。 います。 6小学校は改修未実施であり、 50年代に建築されたもので、 下妻中学校区と東部中学校区の小中 下妻中学校が平成30年度に 小学校の給食施設は全て昭 昭和41年度から順次、 昭和38年度にミルク 東部中学校が平 新しくなっ そのう 現在の 老朽 自校に調理施設を整備して給食を調理し、食缶(保温性の高い大型容器)に

ター は、 令和9年3月に満了します。 当該委託に関する協定書の締結期間は 総市に給食事務を委託し、 ました。平成23年度に当該組合が解散 校給食組合から給食の提供を受けて 学校給食組合、 してからは、その業務を引き継いだ常 5、平成18年の合併前は石下・千代川千代川中学校区の小中学校において から給食の提供を受けています。 合併後は常総・下妻学 玉給食セン

より提供する方式

より各学校に配送する方式

のうち、

約1,600万円を公費で負担

する見込みであり、

さらに経済的に困

生徒分の食材料費約1億4,700万円令和4年度においても、本市は児童

しています。

いては毎年、食材料費の一部を公費で担が原則となっていますが、本市にお熱費は公費負担、食材料費は保護者負

者の

負担とする。」と規定されています

設設備費、

修繕費、

人件費及び水道光 市立小中学校の施

 \mathcal{O}

センター(共同調理施設)を整備して複数校分の給食を共同調理し、食缶に

調理施設を整備した学校を親として、親が自校と子(他校)の分の給食を調

民間事業者が整備した調理施設で調理し、ランチボックスに盛り付けて配

理し、食缶により自校に提供するとともに、子(他校)にも配送する方式

送する方式(弁当持参との選択制とすることも可)

この規定に基づき、

経費は、

学校給食を受ける児童又は生

徒の学校教育法第16条に規定する保護

和

T

規定する経費以外の学校給食に要する

する。」、

義務教育諸学校の設置者の負担と

同条第2項において、「前項に

備に要する経費並びに学校給食の運営 に要する経費のうち政令で定めるもの

「学校給食の実施に必要な施設及び設 学校給食法第11条第1項において、 本市の学校給食の経費

き時期を迎えています。 自校方式、センター方式、 給食の提供方法(下表参照)について、 るなど、早急に今後の方針を決定すべ 以上のような状況から、 又は必要に応じて組み合わせ 方式などから最適なものを 親子方式、 本市は学校

校

子

方

方

センター方式

デリバリー方式

の

式

係る物価高騰相当額を公費で負担する

軽減を図ることを目的に、

食材料費に

費が高騰しているため、保護者の負担

円を補助する見込みです。そのほか、

の急激な物価高騰等により食材料

徒の保護者に対し、

総額約1,500万

窮している保護者や障害のある児童生

くら学校給食の提供方法

おわりに

他の地方公共団体への委託、一部事務組合の設立、ランチボックスの斡旋、 弁当持参等の様々な方式 りません。このため、市教育委員会で早急に今後の方針を決定しなければな 定期間の満了等の課題があることから、 式の調理施設の老朽化や委託方式の協 あります。 を有した人材を適切に配置する必要が 調理施設を維持整備するとともに、 安定的に提供するためには、衛生的な 達成しながら、 を目標としています。これらの目標を 検討を開始する予定です 活における食事について正しい理解を る健康の保持増進を図ること、日常生 学校給食は、 栄養、 学校の適正規模適正配置と併せ、 今後の学校給食の提供方法につい 望ましい食習慣を養うことなど 本市の学校給食は、 調理等に関する知識や技能 適切な栄養の摂取によ 安全安心な学校給食を

衛



他

問学校教育課 ☎44-0740 ☎ 43-9608

自校方

5 | 広報しもつま 2023.2

広報しもつま 2023.2 | 4